

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：高吾北広域町村事務組合

令和8年6月30日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.9%
全職員	89.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	100.8%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	80.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	82.2%
31～35年	83.3%
26～30年	98.6%
21～25年	88.3%
16～20年	92.8%
11～15年	93.0%
6～10年	97.5%
1～5年	104.1%

【説明欄】

2(1)役職段階別において、本庁部局長・次長相当職、本庁課長補佐相当職については女性職員がいなかったため「—」で表記している。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	11.1%

【説明欄】

令和 8 年 4 月 1 日時点の職員数を基に算出している。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	14.3%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	12.5%

【説明欄】

令和 8 年 4 月 1 日時点の職員数を基に算出している。

本庁部局長・次長相当職、本庁課長補佐相当職については女性職員がいないため「—」で表記している。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	62.5%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	40.0%	—	—	—
1月超3月以下	—	—	—	—
3月超6月以下	40.0%	—	—	—
6月超9月以下	20.0%	—	—	—
9月超12月以下	—	—	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

【説明欄】

1 取得率において、取得対象者がいない職員区分については「—」で表記している。

2 取得期間の分布状況において、取得者がいない期間区分については「—」で表記している。また女性職員の対象者が少なく、個人の育児休業取得期間が明らかになってしまうため、女性職員については公表対象外とし、すべて「—」で表記している。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	4.0 時間／月
内部部局等以外	—

【説明欄】

時間数を算出するにあたっては、月毎に1時間未満の端数処理を行った後の時間を用いて算出している。

部局の区分がないため、全ての所属を「内部部局等」として算出し、内部部局等以外を「—」で表記している。

VI 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	常勤職員	非常勤及び臨時的に任用された職員
採用職員に占める女性職員	45.5%	40.0%

【説明欄】

令和7年4月2日～令和8年4月1日に採用した職員数から算出している。

VII 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

区分	常勤職員	会計年度任用職員
配偶者出産休暇取得率	87.5%	—
育児参加のための休暇取得率	37.5%	—
合わせて5日以上の子供の誕生を待機した職員の割合	25.0%	—

【説明欄】

取得対象職員のいない区分については「—」で表記している。